

外国人材を雇用する事業者の方へ

◀ もっと活躍・定着 ▶

外国人材 スキルアップ支援 補助金

応募期間

令和8年4月8日(水)～令和8年12月25日(金)

補助対象者

- ① 外国人材(技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務のいずれかの在留資格)を雇用している県内事業者
- ② ①の事業者と提携している県内に所在する監理団体
- ③ ①の事業者と提携している県内に所在する登録支援機関

補助対象経費

補助対象者が実施する
外国人材のキャリア形成支援に資する取組
(日本語講座、ビジネススキル講座など)

補助上限額

10 万円

こんな講習も補助対象です！

- ・フォークリフト運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・高所作業車運転技能講習
- ・外国人社員と日本人社員の業務上のコミュニケーション円滑化に資する研修など

補助率

2/3

申請方法・お問い合わせはこちら



産業労働部 未来人材課

外国人材対策担当 大賀、平

095-895-2733



Q.どんなことに使えるの？

A. 外国人材のキャリア形成に資する取組にかかる経費が補助の対象です。

例えば…

① オンラインでの日本語研修受講

- ・受講料
- ・テキスト代



② 近隣施設を利用した外部講師による日本語研修開催

- ・外部講師への謝金
- ・外部講師の旅費交通費
- ・施設使用料
- ・テキスト代



③ 業務に必要な技能を身につけるための講習受講

- ・受講料
- ・参加する外国人材の旅費交通費



※資格取得にかかる受検料等は対象外です。また、普通運転免許の取得等にかかる費用も対象外となります。

※上記は取組の一例です。上記取組例以外にも補助対象となる場合がありますので、お気軽にお問合せください。